

プラスチック資源化事業が開始 直営職員による区民周知がごみの減量に成果を得る

資源化事業開始までの道のり

渋谷区では、2022年7月からプラスチック資源化事業（容器包装プラスチック、製品プラスチック）が始まりました。渋谷区清掃事務所として職員による区民説明会や、渋谷区としてHP等を活用し、プラスチック資源化事業の広報活動を行ってきました。しかし、収集作業中に区民から「プラスチックがいつから資源回収になるのか」「洗っても汚れが付着しているプラスチックの回収できる基準がどれくらいなのか」など多くの質問が寄せられました。清掃事務所ではそのような区民からの声を集約し、清掃事務所の全職員が理解できるように全体集



▲職員の指導により改善され、資源が排出されている状況

会を開き確認しました。しかしながら、職員がプラスチックの資源化事業の詳細を理解しても、区民へ周知するにも術も時間もなく収集作業員だけではなく、技能長や事務職員からもプラスチック資源化事業への不満や不安の声が少なくありませんでした。

プラスチック資源化事業の開始まで時間がない中、週休日出勤を伴い、曜日看板にピラを貼付したり、集合住宅には技能長が直接出向き管理人へプラスチック資源化事業の説明を行いました。時間がない中、職員が一致団結しプラスチック資源化事業の周知を行ったこともあり、初週の渋谷工場の可燃搬入量が約8t減ったと報告を受けました。

このことは全職員がごみの減量に取り組む、資源化に繋がったことを意味しているかと思えます。直営職員なくして、ごみの減量などあり得ません。当局はこのことを理解し、さらなる新規採用による直営職員を補充するべきです。

プラスチック資源化事業が施行した1カ月程は清掃事務所に未収などの電話が鳴りやむことがなく

いま No.45 清掃事業は・・・ 渋谷区



▲不法投棄看板を設置する職員

プラスチック資源化事業が施行した1カ月程は清掃事務所に未収などの電話が鳴りやむことがなく

（一日40件程度）事務方は大変苦労した報告を受けていますが、事業開始から2カ月経過した頃からは電話の本数も少なく、現在は円滑な業務を行えています。渋谷区民の協力に感謝いたします。

ゆとりをもった作業能率を求め

7月からの資源化事業開始により、一日の渋谷工場に搬入されるごみの搬入量が平均で8t程減少したことで、当局からは来年度作業計画において能率面で減車や収集コースの延長の話が出ています。しかし、組合としては現在渋谷の可燃率が前半7回、後半6回のため、これ以上の回数増や収集コースの延長は、時間的・体力的にも不可能と考えています。組合では今年の資源化事業を契機として、収集回数を5回にする計画を追求しています。当局側からしても、数台の減車が組み込まれた計画になっているため一定の理解を示されています。

（渋谷区担当中執 神崎 吉之）

2023年新春クロスワード（組合員・ご家族の皆さんふるって応募ください）

解答、支部、氏名をご記入のうえ、本部企画・総務局までPCメールもしくはFAX等でお寄せください。正解者の中から抽選で30名の方に景品を差し上げます。

企画・総務局メールアドレス kikakusoumu2@tokyoseisou.or.jp

※ 締切日 1月18日（水） ※ 景品の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。

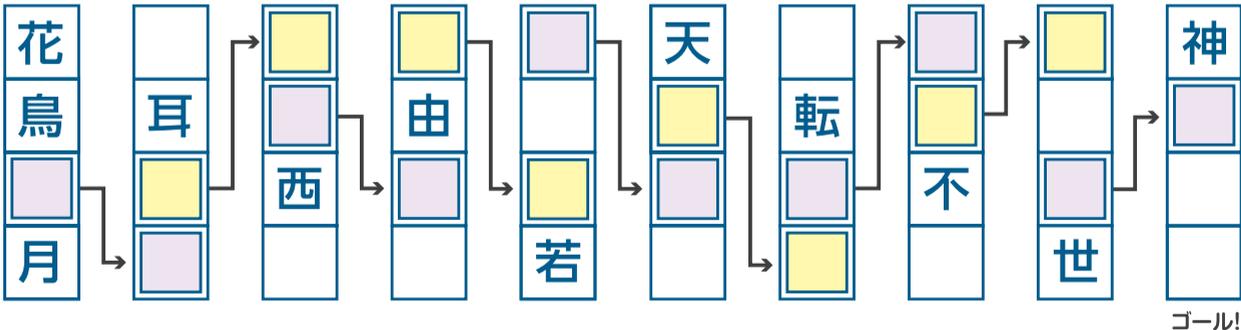
四字熟語リレーパズル

漢字リスト

立 没 長 然 急 自 東
奔 直 平 風 出 動 泰
鬼 馬 下 放 寿 身 走

リストの文字を使って、四字熟語リレーを完成させてください。矢印の先には同じ漢字が入ります。最後にリストに残った漢字を使ってできる縁起のいい言葉はなんでしょう？

スタート!



ゴール!



▲新青年部長
山口 明日波(江東支部)

自己紹介

第67回青年部定期大会をもちまして、青年部長に就任しました江東支部の山口明日波（やまぐちあすみ）と申します。普段は小型プレス車を駆り、運転業務に従事しています。

青年部の声を大切にし、とにかく「明るく」「元気に」「楽しく」青年部が活躍できる場を提供していきたいと思っております。また、青年たちが「声」を挙げられるように、率先して生意気な発言をしますので、楽しみにしててください！

「笑顔全開！」全力で突っ走ります！皆さん、よろしくお願ひします。

▼10月13日、河野太郎デジタル担当相が2024年秋までに今の健康保険証を原則廃止、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」への一本化を目指すとの述べた。これにより、マイナンバーカード取得が事実上義務化される。そもそも任意だったはずが、強制されるのは法令違反ではないか。今後改正法案を出して与党が強行採決し、マイナンバー法そのものを義務付ける可能性がある。

▼さらに、運転免許証とも一体化され、スマホで一元管理も可能になる。便利になると言えれば聞かぬが、一方、給与デジタル支払いも解禁され、マイナンバーカードと銀行口座の紐付けも行われるようだ。

▼本来、賃金の支払いは労基法で「賃金は通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならない」と定められている。至極当然のように行われている口座への振込みは、例外として認められているにすぎない。

▼情報一元化により、国に監視される社会でなく、国民が国への監視の目を光らせ、利権癒着の上に成り立つ暴挙を食い止めよう！（足立区担当中執 江川 匡美）

